

「京都市認定通訳ガイド育成基礎研修」に関する業務委託先募集要項

政府が2020年までに訪日外国人旅行者数を年間2千万人にするという目標を掲げる中、平成26年の訪日外国人旅行者数は、1,341万人と過去最高を記録しました。京都市においても、平成26年に約183万人（前年比約62%増）と過去最高の訪日外国人宿泊者数を達成している状況であり、訪日・訪日外国人旅行者は、今後ますます増加が見込まれる状況です。

また、世界で最も影響力のある、米国旅行雑誌のワールドベストシティランキングに於いても京都市が2年連続世界1位にランクされ、名実ともに「国際観光都市・京都」として世界中から魅力ある destinations として認知を向上させているところです。

一方で、数多く訪れる外国人旅行者に対して、京都滞在中により深い京都の歴史や文化、伝統産業を深く正しく伝え、滞在満足度を向上させ、観光消費額の増加を目指し、リピーター化を図っていくためには、ガイド人材の充実や高度化が必須な状況であります。語学力に加え、京都に関する専門的な知識を土台にした外国人観光客の興味やニーズに応えられる人材が今まで以上に必要な状況です。

そのような中、構造改革特別区域の導入により、京都市地域限定特例通訳ガイドの育成を図るため、一定の語学力を有する方に旅程管理やホスピタリティなど基本的なガイドスキルを修得する基礎研修および伝統産業や伝統的な文化芸術をはじめとする奥深い京都観光の専門分野の知識を習得するための専門研修を実施し、京都市地域限定特例通訳ガイドを認定する制度を導入します。

本募集では同制度における基礎研修分野の企画実施業務委託先を下記の通り募集します。応募される方は、平成27年9月18日（金）までに、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 委託業務

「京都市認定通訳ガイド育成基礎研修」に関する企画実施業務

2. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、「京都市認定通訳ガイド育成基礎研修」に関する業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について

て十分な管理能力を有していること。

- (8) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4. 募集期間

平成 27 年 9 月 1 日（火）から平成 27 年 9 月 18 日（金）まで

5. 契約条件

(1) 契約形態

公財) 京都文化交流コンベンションビューロー（以下「当財団」という）からの委託契約とする。

(2) 委託予定額

300 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

①企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

②委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ当財団の承認を得ることとする。

6. 応募手続等

公募に応募するものは、次の示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 担当：岡野
（〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル 5 階）
電話：075-212-4145 FAX：075-212-4121

(2) 各種必要書類の提出

①提出書類及び提出部数

ア．応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書、実績を示したもの等） 1 部

イ．企画提案書・スケジュール含む（任意様式） 3 部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4 版横書き（図表について A3 を用いることは可能、ただし、A4 版に折り畳むものとする）に

まとめること。

ウ. 見積書（任意様式）

1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

見積の細項目は、仕様書の「委託（予定）業務内容」の各号から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについては、適宜再掲等の扱いとすることを妨げない。

企画費等で計上するものについても、単に一式とせず、可能な限り積算根拠を示すこと。

②提出期限

平成27年9月18日（金） 17時

③提出場所

上記（1）のとおり

④提出方法

上記（1）に記載する担当事務局まで、持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

①本書及び仕様書等に対して質問ができる者は、上記「3 応募資格」を満たしているものとする。

②質問期限

平成27年9月14日（月） 17時

(4) 注意事項

①公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア. 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ. 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ. 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ すべての提出書類は返却しない。

7. 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、京都市および当財団において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ① 「京都市認定通訳ガイド育成基礎研修」に必要な人材が質・量ともに確保できているか。または、その見込みが具体的にあるか。
- ② 本事業の趣旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ③ 円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。
- ④ 見積経費が妥当か。
- ⑤ 仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と当財団が別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を基本に、必要に応じ内容を変更し、双方協議の上契約する。なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8. スケジュール（予定）

平成 27 年 9 月 1 日	公募開始
9 月 18 日	各種必要書類の提出期限
9 月下旬	委託先の決定

9. その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に当財団と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市及び当財団に帰属するものとする。
- (4) 本業務委託先募集は、本事業に関連する各種法令や制度等への申請、確認、審査通過等がなされることを前提として業務委託先を募集するものである。

京都市認定通訳ガイド育成基礎研修 仕様書

1 委託業務名

京都市認定通訳ガイド育成基礎研修事業

2 業務目的

京都市内において外国人観光客に対し有償で観光ガイドを行うインバウンド人材を育成し、京都の深く正しい情報を発信し、引いては京都の国際的なブランド力の強化に資することを目的とする。

3 京都市認定通訳ガイドの概要

(1) 募集人数 約 50 名

(2) 対象言語 英語・中国語

※応募段階で受講者の語学能力を確認し、研修は日本語でおこなうこととする

(3) スケジュール	平成 27 年 12 月頃	受講生の募集及び選考（書類・面接）
	（予定） 平成 28 年 1 月－3 月	基礎研修
	” 4 月以降	専門研修（専門研修は本委託業務の対象外）
	夏頃	研修修了

4 業務期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 業務概要（具体的に提案いただきたい内容）

5-1 受講者の語学力の判定面接を実施する実施企画案をご提案ください。

- ・受講を希望する者が、通訳ガイドとしての資質や語学力を有しているかを判定する。
- ・面接官として 2 名（うち 1 名は、英語または中国語を母国語とする者）を派遣すること。
- ・面接官は、口述試験問題の作成及び合否判定に関する事務を行う。その際、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下、当財団という）及び当財団の及び推薦する者も面接官に加わるので、連携して事務を遂行すること。

5-2 京都市認定通訳ガイド育成の為の基礎研修の実施企画案をご提案ください。

- ・研修はすべて、日本語で実施する。
- ・下記 (1) ～ (6) の研修について、1 コマ 90 分とし、計 24 コマを基本とする。ただし、受講者の利便性等を考慮し、各コマ 2 回実施（例：土曜クラス・日曜クラス）することとするため、延べ 48 コマを基本とする。

(1) コミュニケーション研修

社会人としての立ち居振る舞いや正しい敬語など接遇関連の基礎知識の研修を行う。

(2) ホスピタリティ研修

外国人観光客の特徴やマナーに関する知識、好感をもたれる表現方法など、おもてなしの精神についての研修を行う。

(3) ガイドスキル研修

観光案内のための周辺情報の調査や事前準備、施設利用時の注意点についての研修を行う。

(4) 一般的な京都の知識研修

京都の歴史、史跡など観光に直接関連する知識や、文化や慣習などについての研修を行う。

(5) 旅程管理研修

旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策および事故発生時の対応に関する事務処理能力等についての研修を行う。

(6) 実地研修

実際のガイドツアーに近い形での総合的な実地研修を行う。

5-3 その他企画提案に盛り込んでいただきたい業務内容

(1) 5-1, 5-2における面接官、講師の選定, その他調整業務

(2) 5-1, 5-2における会場手配, 会場準備等

※会場は全て京都市内とする。

(3) 研修当日の企画運営業務

(4) 必要に応じて, 受講者への業務連絡

(5) 業務終了後の事業実績報告

6 業務実施体制

本事業を行なうため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

7 実績報告等

(1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後、平成28年3月31日(木)までに提出すること。

(2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、

又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

8 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当財団の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として当財団に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当財団と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当財団の指示するところによるものとする。

(5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき当財団が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。当財団は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(以上)